

令和8年2月19日(作成)

令和8年2月22日(更新)

※ 例5を追加

令和8年2月27日(更新)

※ 参考2を追記、例6、例4を更新

# (参考)賃金改善のイメージについて

賃上げ支援分について、賃金改善のいくつかのパターンを掲載しています。  
賃上げ支援分の申請にあたっての検討の参考としてください。

### [注意]

この資料は、交付要綱や資料作成時点で厚生労働省が示す情報をもとに、  
島根県が参考として作成するものです。

今後、追加の情報が示され次第、この資料も更新していく予定としています  
ので、定期的にご確認ください。

※ あくまで参考資料ですので、詳細は交付要綱等をご確認ください。

### [参考1]

賃上げ支援分は、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている  
施設等が対象です(要件の詳細は交付要綱などをご覧ください。)

給付金における「ベースアップ」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる  
手当の引き上げ。」を指します(定期昇給は除く)。

給付金は、賃金水準や基本給の引き上げに伴い増加する法定福利費の事業主  
負担分にも充てることができます。

## [参考2]

このほか、2月27日にホームページにアップした「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A」にも、賃金改善に関するルールなどを掲載しています。

賃金改善の実施にあたっては、Q&Aもご確認いただくようお願いします。

# 例1

対象職員5人につき、12月から、月5,000円／人の賃金改善を実施  
(無床診療所で給付金の交付額は15万円)

	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
	R7年11月末時点の賃金水準						
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件



## 【給付金を充てた額】

$$5,000円 \times 6か月(12月\sim 5月) \times 5人 = \underline{150,000円}$$

→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

## 例2

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施  
 加えて、3月に、12月～3月の4か月分相当の一時金等20,000円を支給  
 (無床診療所で給付金の交付額は15万円)

				20,000円 ／人 ※一時金	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
5,000円×4か月分相当 →							
R7年11月末時点の賃金水準							
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

### 【給付金を充てた額】

$$5,000円 \times 2か月(4・5月) \times 5人 + 20,000円 \times 5人 = \underline{150,000円}$$

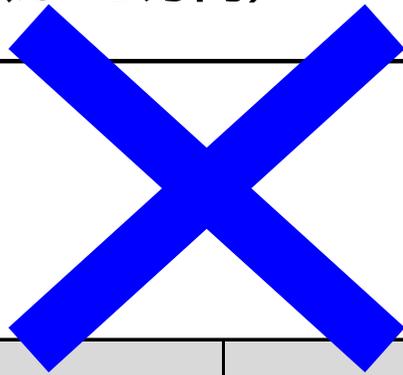
→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

### 【注意】

一時金等で支給できるのは、12月～3月分の4月分について、令和8年3月までに支給する場合です。4・5月分は必ずベースアップが必要です。

### 例3

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施  
(無床診療所で給付金の交付額は15万円)



					5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
		R7年11月末時点の賃金水準					
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

#### 【給付金の対象に認められません】

このパターンでは、賃金改善は2か月間のみであり、交付要綱で定める、12月～5月の6か月間の賃金改善が行われていないため、給付金の対象には認められません。

給付金の対象とするには、例2のように、12月～3月の4か月分相当を一時金として支払うなどの対応が必要です。

例4

対象職員5人につき、4月から、月4,000円／人の賃金改善を実施  
 加えて、3月に、月5,500円×4か月分(22,000円)の一時金等を支給  
 (無床診療所で給付金の交付額は15万円)

					22,000円 ／人 ※一時金	4,000円 ／人	4,000円 ／人	4,000円 ／人
					5,500円×4か月分相当 →			
R7年11月末時点の賃金水準								
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

$4,000円 \times 2か月(4・5月) \times 5人 + 22,000円 \times 5人 = 150,000円$   
 → 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

【注意】

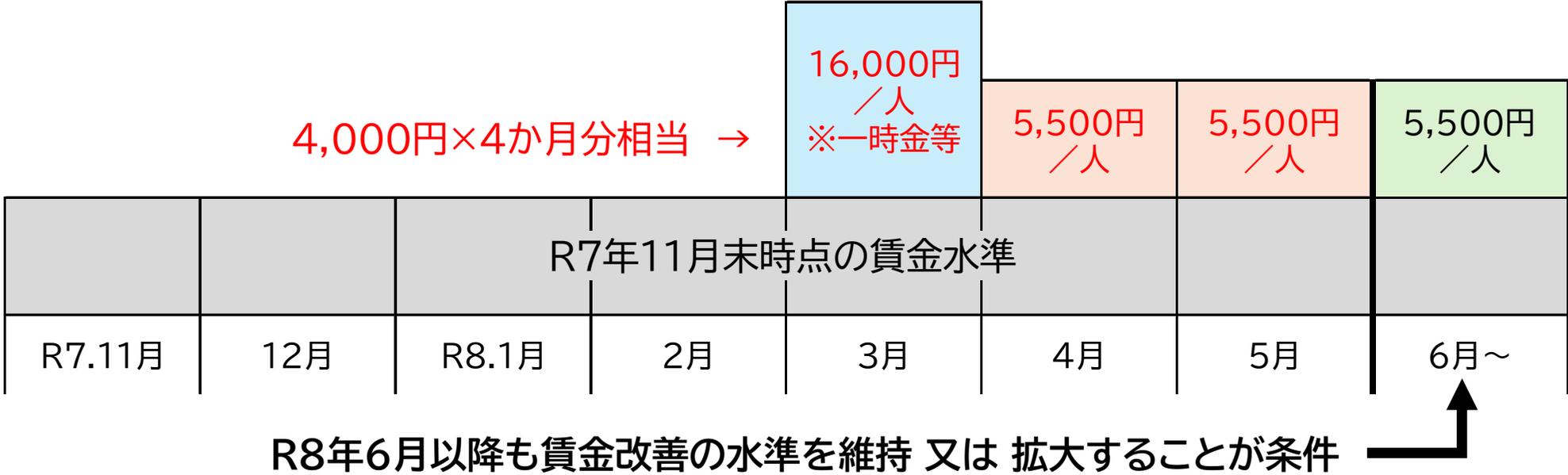
これは、一時金水準(5,500円) > ベア水準(4,000円)となるパターン(※)ですが、給付金の対象となります。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう配分してください。

また、例2と同様に、一時金等の場合、令和8年3月までに支給することが必要です。

※ Q&AのNo.15の○の3つ目のパターンです。

例5

対象職員5人につき、4月から、月5,500円／人の賃金改善を実施  
加えて、3月に、月4,000円×4か月分(16,000円)の一時金等を支給  
(無床診療所で給付金の交付額は15万円)



【給付金を充てた額】

$5,500円 \times 2か月(4 \cdot 5月) \times 5人 + 20,000円 \times 5人 = 150,000円$   
 → 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

【注意】

これは、一時金水準(4,000円) < ベア水準(5,500円)となるパターン(※)ですが、給付金の対象となります。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう配分してください。

また、例2と同様に、一時金等の場合、令和8年3月までに支給することが必要です。

※ Q&AのNo.15の○の3つ目のパターンです。

例6

R7年度に既に実施した賃金改善に充てる場合(交付要綱 別記1 6 ※の一つ目のパターン)

	2,500円 (1%部分) ※2%超過							
	5,000円 (2%部分)							
R7年3月末 賃金水準 250,000円/月								
R7.3月	R7.4月~11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~

【給付金を充てることができる部分】

R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合、2%を超える部分に充てる  
ことが可能

(例)R7.4月から、3%の賃金改善を実施(25万円×3%=7,500円/月)

2%を超える1%部分(2,500円/月)に充当可能

※ ただし、余剰が生じる場合、更なる賃金改善に充てる必要があります。

- ここでの「賃金改善」とは、「令和7年12月から令和8年5月までのベースアップ+令和8年6月以降のベア水準の維持・拡大」など、交付要綱の別記1の6で定める賃金改善をいいます。
- なお、余剰分を使って更なる賃金改善を行うことができなかった場合、当該余剰分については、実績報告の上、返還いただくこととなりますので、ご注意ください。